

名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第28号

名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則の一部を改正する規
則

名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条 の 2 第 2 項 を 削 る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。